明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○大気汚染防止法の一部を改正する法律（三九）　三
○年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（四〇）　七
〔政　令〕
○年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一七八）　三
〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・総務七）　三
○確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働八）　四
〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務五八）　三
○年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働一一四）　三
○年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令（同一一五）　三
〔告　示〕
○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を改正する件（法務八一）　四
○経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を改正する件（同八二）　四
○平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を改正する件（同八三）　四
○第十一回特別弔慰金国庫債券の様式の要項を定める件（財務一三九）　四
〔公　告〕
諸事項　四
裁判所
破産、免責、再生関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

本号で公布された法令のあらまし

◇大気汚染防止法の一部を改正する法律（法律第三九号）（環境省）

1　解体等工事に係る調査及び説明等

(一)　解体等工事の元請業者（発注者から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならないこととした。（第一八条の一五第一項関係）

(二)　解体等工事の元請業者は、(一)の調査に関する記録を作成し、当該記録及び発注者に対する当該調査の結果等についての説明書面の写しを保存しなければならないこととした。（第一八条の一五第三項関係）

(三)　解体等工事の自主施工者（解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、(一)の環境省令で定める方法により調査を行うとともに、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならないこととした。（第一八条の一五第四項関係）

(四)　解体等工事の元請業者又は自主施工者は、(一)又は(三)の調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならないこととした。（第一八条の一五第六項関係）

2　特定粉じん排出等作業の実施の届出

(一)　特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（以下「届出対象特定工事」という。）の発注者又は自主施工者が行わなければならないこととした。（第一八条の一七第一項関係）

(二)　特定粉じん排出等作業の方法が４の措置をそのそれぞれについて定める方法で行うものでないときは、その理由を届出事項に加えることとした。（第一八条の一七第一項第四号関係）

3　計画変更命令

都道府県知事は、２の届出（２の(二)の事項を含むものに限る。）があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、４のただし書に規定する場合に該当しないと認めるときは、その届出を受理した日から一四日以内に、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、４の措置をそのそれぞれについて定める方法により行うことを命ずることとした。（第一八条の一八第一項関係）

4　特定建築材料の除去等の方法

届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が、当該届出対象特定工事において、２の政令で定める特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業について、行わなければならない措置及びその方法を定めることとした。ただし、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他当該措置をそのそれぞれについて定める方法により行うことが技術上著しく困難な場合は、この限りでないこととした。（第一八条の一九関係）

5　作業基準の遵守義務等

作業基準を遵守しなければならない者及び作業基準適合命令等の対象となる者に、下請負人を加えることとした。（第一八条の二〇及び第一八条の二一関係）

6　特定粉じん排出等作業の結果の報告等

特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、当該特定工事の元請業者は、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに当該書面の写しを保存しなければならないこととし、また、当該特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、これを保存しなければならないこととした。（第一八条の二三関係）